

れまでも各国の当局と協力して、国際カルテルの撲滅や世界規模での買収に関する情報交換で成果を上げてきた」

実際、カルテルについては「当然違法」であり厳罰化に向けて、各国当局の足並みは揃っている。M&A規制は、「問題ないものをいかに許可するか」という方針で基本的に緩和の方向だ。

だが、急速に進む世界規模での寡占化の動きに、独禁当局が十分に対応できているとは言えない。ICNに非政府アドバイザーとして参加している伊藤・見富法律事務所の雨宮慶弁護士は、「市場支配的地位の乱用については何をもって違法とするのか、各国の経済・文化的な背景も影響して各当局

で考え方が異なる」と言う。そのため、カルテルやM&Aの規制と違い足並みを揃えるのは難しいのではないかと、この見方が根強い。

経済発展か消費者の利益か

独禁法の世界共通基準を作るのが困難な背景には、当局が常に自国の経済発展と消費者の利益との狭間で揺さぶられてきた歴史がある。関西大学経済学部の安喜博彦教授は、「独禁法は競争の基本ルールを示す『経済憲法』。しかし、誰もが違法と認めるカルテル以外は、その時々政権や裁判所の判断で方針が揺れやすい」と指摘する。

1890年に世界最初の独占禁止法を

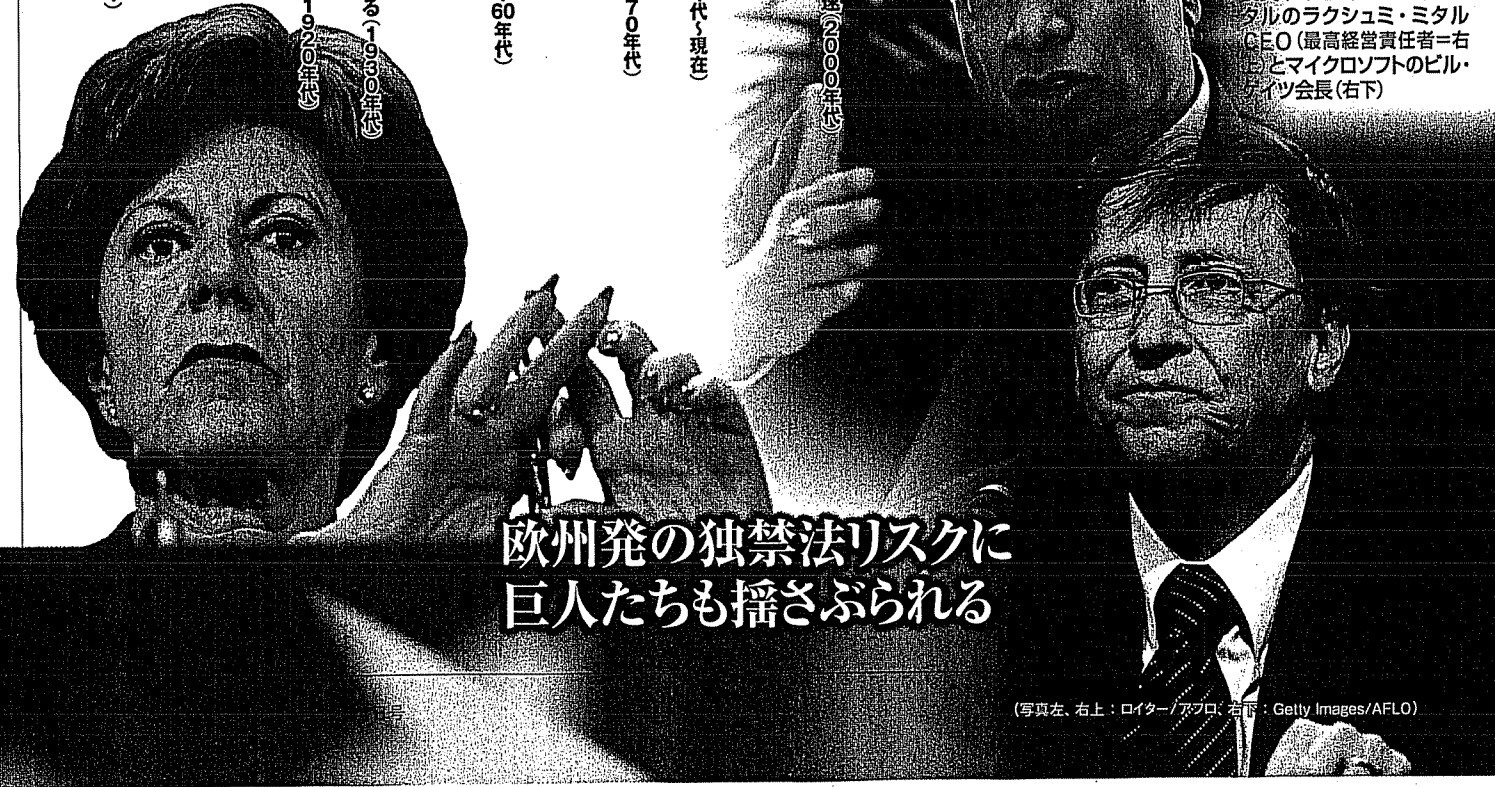
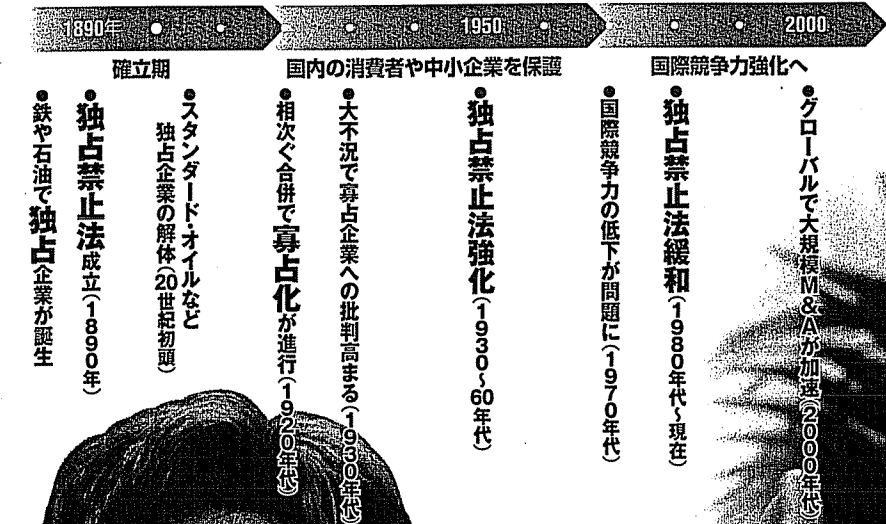
制定した米国の歴史を振り返ればよく分かる。独禁法は、自国の消費者や中小企業を独占企業から守るために作られた。しかし、経済のグローバル化とともに、他国との競争に勝つためのインフラとしての役割が強くなった。

20世紀初頭、独禁法によってスタンダード・オイルなどの独占企業は解体された。その一方で、寡占については容認していた。当時、広がりつつあったフォード方式に代表される大量生産システムを支えるには、一定規模の企業の集約は必要であると考えられていたからだ。

だが、1930年代に入ると状況は一変する。大不況に陥り、寡占が原因で商品の値段が下がらず不況が長引いているとの批判が高まったのである。それから60年代まで、過度な寡占を抑制するために独禁法は強化された。

転機は70年代。今度は独禁法の強化が、米国企業の国際競争力を低下させたという主張が広がった。その影響

強化と緩和を繰り返してきた米国の独占禁止法の歴史



欧州委員会のネリー・クルス委員(左)とアルセロール・ミタルのラクシュミ・ミタルCEO(最高経営責任者=右)とマイクロソフトのビル・ゲイツ会長(右下)

欧州発の独禁法リスクに巨人たちも揺さぶられる

(写真左、右上:ロイター/アフロ、右下:Getty Images/AFL)

カルテル 危険度テスト

「今週、業界の質詞交換会があるんだけど、どうすればいいの?」「カルテルがダメなのは知っているけど、市場価格が分からなければ仕事にならない」。ここまで読んで、そんな疑問を持った読者も少なくないはず。

独占禁止法に詳しい井上朗弁護士(東京青山・青木・粕法律事務所)の協力を得て、「カルテル危険度テスト」を作成した。あなたのカルテルに関する認識は大丈夫? (答えは31ページに掲載)

あなたは、ある原材料メーカーの社員です。次の行動に関して、正しいものには○、誤っているものには×をつけて下さい。

Q	問題文	解答欄
Q1	業界団体の会員との忘年会に、法務部に申請せずに参加した	
Q2	市場価格の一般的動向を探るため、同業の担当者も会員登録しているメーリングリストに登録して情報収集した	
Q3	業界団体の会員とゴルフ旅行に行った際、プレー中に、最近の原料高の傾向に関して会話を交わした	
Q4	業界紙に評論家の市場分析が掲載されており、自社が扱う製品については値下げ実施が一般的傾向であるという。それを参考のうえ、値下げ実行を決定した	
Q5	同業他社との忘年会に参加したところ、「100円はやむを得ないだろう」「いや98円にしておくべきだ」という会話が聞こえた。「そういう話にはつき合えない」と告げすぐに退席した。その日のことは上司にも、法務部にも報告していない	
Q6	「市場価格の一般的傾向を統計として取りたい」という業界団体の求めに応じて、自社の過去の価格表を提出した	
Q7	同業他社に勤務する同級生とカラオケに行き、お互いの会社の原料の購入先について情報を交換した。同級生も自分も、原料の購入先決定について、決定権はない	
Q8	業界の親睦会に参加したところ、「北米はやめときますか」「そうですね」という会話を聞いた	
Q9	同業者が多数参加する国際フォーラムに参加し、ワークショップ終了後の懇親会で、各国の事業者が、自国の顧客に専念すべきであることを確認した	
Q10	自社製品の販売代理店から、同業他社が来月から値上げを検討しているとの情報を取得した。その情報も参考に、独自の判断で値上げを実施した	
Q11	近年の異常な原油高に対応するため、業界団体の会員と自主的な会合を開催し、生き残るためには、値上げはやむを得ないと意見交換した	
Q12	新規に市場に参入する際に、助言を求めたコンサルタントの仲介で、参入予定市場のマーケットリーダーの担当者と昼食を取った。席上、自社の新規参入計画について意見を交わした	
Q13	休日に、大学時代の同級生から携帯電話に連絡があり、レポートの計算方法について質問されたので、自社の計算方法について概略を説明した	

で80年代のレーガン政権の規制緩和路線から、カルテルの摘発を除き、ほぼ一貫して独禁法は緩和されていく。

例えばM&A規制。合併による経営の効率性向上を積極的に評価するようになり、大規模なM&Aが増えていった。99年には、かつてスタンダード・オイルの解体によって誕生したエクソンとモービルが合併し、独占企業の復活とも言われた。米国発の大型M&Aは、世界中でM&Aを誘発した。

支配的地位の乱用についても、民主党のクリントン政権時代に米マイクロソフトに対して会社分割の是正命令が出されたこともあったが、共和党的ブッシュ政権下の2001年11月に和解が成立している。

悩み深いマイクロソフト

米国がM&Aや支配的地位の乱用についての規制を緩和した半面、欧州連合(EU)の市場統合を目指した欧州委は、寡占を抑制して競争を促すことが統合への近道と考えた。そのため、米国より厳しい基準を設けている。

欧州委のクルス委員は独禁法の運用を強化する狙いを、こう説明する。

「消費者により良い製品やサービスをより安く提供するには、自由な市場が最良の手段。厳しい競争を課すことは、市場を自由に保ち効果的に機能させる生命線となる。市場がより良く機能すれば経済全体に恩恵を与え、究極的には高い経済成長率とより多くの雇用を確保できる」

自分の国や経済圏の発展を優先すれば、当然、独禁法の運用基準が当局間で異なってくる。それは、カルテル規制の厳罰化に加え、支配的地位の乱用に関する規制基準のズレ、さらに国家間の覇権争いという新たなリスクを、グローバル企業に突きつける。

2007年10月、マイクロソフトは支配的地位の乱用に関して欧州委に敗北

「日本の常識」は通用しない

29ページのカルテル危険度テストの答えは右の表にある通り。12問以上の正解なら国際基準をクリアし合格。7問以下なら、既に当局の捜査の手が伸びていてもおかしくない。日本の慣習で考えると、○の数が多くなりがちだが、米司法省や欧州委員会には、そんな日本の常識は通用しない。各設問の詳細は表を見てもらうとして、ここでは日本企業の社員が陥りやすいポイントについて説明する。

設問に業界団体とのつき合いの場面が多いように、現在でも日本の企業の多くは、業界団体の活動に積極的だ。しかしこの日本特有の企業交流の中に、カ

ルテル摘発の罠はたくさんある。日本人の多くは、自ら直接その価格情報に関する会話に参加しなければ大丈夫だという認識が強い。しかし国際ルールでは、価格カルテルを結んだ可能性がある同業者の会合の場に、どの会社の誰が参加したかで判断される。「為替相場の話をしていたら、急にX氏とY氏が製品価格の話始めた。自分は聞く気はなかった」という言い逃れは認められない。価格カルテルが実行されたかどうか関係ない。結ぼうとした行為が、罰則の対象となる。

業界団体活動への参加はやめることが望ましいが、どうしても“危険地域”に足を踏み入れなければならない場合は、あらかじめ会社の法務部に申請し、確認を取

らなくてはならない。では、もし会話を聞いてしまったらどうするか。まずその場から立ち去って、自分の会社の法務部に相談する必要がある。「会合がいつ、どこで開催され、誰が集まったのか。そこでどういうやり取りが交わされ、自分は問題があると判断し、すぐ退席した」ことを文書として残さなければならない。当局の調査を受けた際には、文書などの形で証拠を示すことが求められる。

例えばQ3。ゴルフのプレー中であっても、価格の話が出たら途中で中断して帰るといった覚悟が必要だ。「立食パーティーならまだしも、ゴルフをプレーの途中で抜けるのが無理」というなら、同業他社とのゴルフは最初から行くべきではない。

一方、企業の経営陣は、自分の会社のカルテルのリスクがどこにあるのか、常に注意する必要がある。本来ならば、平時であっても定期的な社内調査によって早期にカルテルの芽を摘むのが望ましい。内部通報制度などを使って少しでも怪しい動きを察知したら、すぐに本格的な調査を実施し、事実関係を把握する必要がある。

社内調査で明らかな証拠が残っている場合は、リニエンシー制度の活用を前提に、すぐに弁護士と相談する方がいいだろう。社内調査で証拠が出てくるような場合には、その後の当局の調査で逃げ切れる可能性は極めて低いと判断すべき。また、どうすべき

カルテル危険度テストの答え

問題	正解	解説
Q1	×	業界団体との接触に際しては、事前に法務部に相談すべき。業界団体がカルテル形成の隠れ蓑として使われる事例が少なくなく、競争当局から、カルテル形成に向けられたものであると判断されかねない
Q2	×	メーリングリストでの情報交換は危険。価格情報について情報交換ができれば、価格合意の形成と見なされる可能性がある。リストに登録しただけでも、カルテルに参加していると判断されかねない
Q3	×	自分から話してなくても、一緒に回っている人が価格に関係する話(原材料の購入価格など)をしたら、すぐにそのような話題に加われないと伝えてゴルフを中断し、上司と法務部に報告して対応を協議すべき
Q4	○	問題なし
Q5	×	退席したのはよいが、上司や法務部と対応を協議していないのが問題。調査に備えて、参加していないことを証拠として残す必要がある
Q6	○	過去の価格表であれば問題は少ない。ただ現在の価格となると話は別。同業者間で価格の同一化を招きやすく、価格合意の形成手段として価格表を提供したと疑われる可能性が高い
Q7	×	同級生であっても、また価格決定の権限がなくても、違法性が消えることはない
Q8	×	この会話は市場分割合意に該当する。すぐに、自分はそのような話題には加わることはできないことを伝えて親睦会を退席し、すぐに上司や法務部と対応を協議すべき
Q9	×	「自国の顧客に専念することを確認する」行為は、市場分割(顧客分割)合意に該当し、典型的で悪質なカルテルと判断される
Q10	○	問題なし
Q11	×	価格協定に該当する可能性が少なくない。原油高に対応するなどの理由により、価格協定を正当化することはできない
Q12	×	潜在的な競争関係であっても、新規参入の予定がある市場の同業者と自社の事業計画について議論することは、生産量調整合意(カルテルの一種)を形成したと認定される可能性が高まる
Q13	×	リポートの計算方法は、製品の価格決定に関する重要情報。価格に関わる情報提供は、価格協定成立のための重要な過程であると考えられており、価格協定の当事者として疑われる

ライバル企業の 密告を察知する3カ条

- 1 競合他社が急に業界の会合に参加しなくなったり、業界団体から脱退した**
既に当局に駆け込まれた可能性あり
- 2 競合他社が当局から調査を受けた**
自社と関係のない商品に対する調査でも、別の商品のカルテル情報を当局に提供し、減免を求める可能性がある
- 3 競合他社が外資に買収された**
外資の買収後は過去のカルテルが発覚すれば巨額の損害賠償を求められる可能性があるため、社内調査にも自然と力が入る。「どうせ買収されるのだから、もう同業との信頼など関係ない」という思いも後押しする

番外 弁護士Xが競合他社の担当になった
すぐに当局に駆け込ませるとして有名な弁護士がいる


した。OS(基本ソフト)である「ウィンドウズ」の技術情報を競合他社に提供するとともに、OSと音楽・映像再生ソフトを分離する——。2004年に欧州委が出したこれらの是正命令について、マイクロソフトが順守すること

で合意したのだ。2007年9月に、欧州司法裁判所の第1審裁判所は、欧州委の決定を不服とするマイクロソフトの訴えを退けていた。

「勝つと思って戦っていた第1審で負けた。控訴する選択肢もあったが、欧州委と対話をしながらコンプライア

ンス(法令順守)を実行した方がリスクが少ないと判断した」

マイクロソフトのステイブ・バルマーCEO(最高経営責任者)は決断の背景を説明する。EU以外では、韓国でも独禁法違反が確定。韓国ではメッセンジャーソフトをOSから分離することになった。圧倒的なシェアを持つがゆえに、米国では合法の事業が他国では違法になり、全世界で同じ商品を提供できない。まさにジレンマである。クルス委員は、「2007年、我々はア

あなたの危険度は?	正解数	レベル	コメント
	13~12	合格 ◎	あなたのカルテルに対する認識は、国際基準に到達していると言えます。ほかの社員とも共有しましょう
	11~10	注意 ⊙	国際基準に基づく判断ができますが、一部で日本的慣行に流されている部分があるようです
	9~8	要注意 ⊕	日本的慣行に基づく判断は、日本の外では通用しないことを理解し、国際基準を勉強しましょう
	7問以下	赤信号 ⊖	既に当局の調査が始まっている可能性があります

か迷っている間に、同業他社が先にリニエンシーを使って当局に駆け込む可能性があるので早急な判断が必要となる。同業他社が先にリニエンシーに駆け込め

ば、自社のカルテルが摘発されるリスクは一気に高まる。社内だけでなく、他社の動きや、その業界を取り巻く環境の変化に目を配らなければならない。

イルランドの航空会社の合併を承認しなかったし、カルテルで最も巨額の制裁金を科したのはドイツの会社だ。欧州域外の企業だけを狙っているのではない」と釘を刺す。

だが、これまで米国流の独禁法を世界標準として考えてきた多くのグローバル企業は、米国と異なる欧州委の判断によって戦略の見直しを迫られる可能性がある。しかも、欧州流の独禁法はアジアなど他の地域にも広がり始めている。中国で2008年8月から施行

される独禁法は、EUの独禁法をモデルにしている。今後はEUのみならず、アジアなどの新興市場でも独禁法リスクが高まっていく。

M&A規制の緩和を追い風に、寡占化に突き進むグローバル経済。一方、欧州発で世界に広がる独禁法リスク。相反する2つの潮流の中でジレンマに陥るのは、マイクロソフトだけではない。日本企業も近い将来、直面する。勝負に出た企業はそのリスクを、どう乗り越えようとしているのか。